

令和6年度第3回横浜市入札等監視委員会 議事概要

【日 時】 令和6年10月23日(水) 午前9時30分～12時00分

【場 所】 [委員] WEB参加 [事務局]横浜市役所11階 契約部内 入札室

【出席委員】 青柳 由香委員長、岡本 由美子委員、千々松 愛子委員、
村瀬 景子委員、寺川 祐一委員

【議 題】

1 審議事項

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 随意契約に係る抽出案件 | 2件 |
| (2) 一般競争入札（WTO・総合評価落札方式）に係る抽出案件 | 2件 |
| (3) 一般競争入札（条件付・総合評価落札方式）に係る抽出案件 | 2件 |
| (4) 一般競争入札（条件付）に係る抽出案件 | 2件 |
| (5) 随意契約に係る抽出案件 | 2件 |

2 報告事項

- (1) 指名停止等措置の状況について
- (2) 談合情報対応状況について
- (3) 入札及び契約手続の運用状況について
- (4) その他

【議事内容】

議題1－(1) 随意契約に係る抽出案件2件についての審議

抽出案件：1 「(仮称) 旧市庁舎街区と横浜公園を接続する歩道橋工事（上部架設）」
2 「金沢水再生センター汚泥処理施設し渣分離電気設備工事」

委員：抽出理由の説明。
対象案件の中で契約金額が高かったため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「1について、一体不可分の工事を2期に分けているとのことだが、1期目の入札段階で総額を示していたのか。1期目を低く入札し、2期目の随契で高く落とされるのではないか。」

本市：「当初の入札公告で後続の工事があることを示しています。また、2期目の予定価格を算出する段階で、1期目の落札率を掛けて算出しています。仮に1期目を低すぎる金額で入れて取れた場合、2期目もその低い落札率が掛かるため、2期目だけ高く取ることはできません。」

委員：「2について、最初にこの工事を落札した業者が、その後のメンテナンスを毎回、随契しています。最初で安く落札して、それ以降の随契を高めに取りを防止する仕組みはあるか。」

本市：「当初の入札の落札率を掛ける取扱はしていません。」

委員：説明を了承。

議題1－(2) 一般競争入札（WTO・総合評価落札方式）に係る抽出案件2件 についての審議

抽出案件：1 「東部方面斎場（仮称）新築工事（建築工事）」
2 「保土ヶ谷工場（仮称）改築工事」

委員：抽出理由の説明。
対象案件の中で契約金額が高かったため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「1、2ともに辞退があり、結果的に一者応札になっているが理由は。」

本市：「理由は特に求めているので、把握していません。」

委員：「2について、設計も含めて発注しているが、これだけの巨大な工事について、横浜市で予定価格を事前に算定することが可能なのか。」

本市：「お見込みのとおり、非常に難しいものになっています。機器が特殊なこともあり、見積りや、他都市の事例を参考にするなど、発注課で複数観点から検討して確定しています。」

委員：「このような案件は設計施工一括発注方式で発注するのが一般的か。」

本市：「お見込みのとおりです。」

委員：「2は、1者だけで満点60点のところ43点だったが最低何点以上でないで落札できないという基準はあるか。」

本市：「今回は特に設けていません。」

委員：「仮に、最低に近い点でもそこが落札となるのか。」

本市：「はい。プラス加点という考え方です。仮に、最低に近い点でも施工に問題ありません。」

委員：説明を了承。

<p>議題1－(3)一般競争入札(条件付・総合評価落札方式)に係る抽出案件に係る抽出案件2件についての審議</p>

抽出案件：1「都市計画道路桂町戸塚遠藤線(上倉田戸塚地区)街路整備工事(第3工区その31)」
2「榎が丘小学校解体工事(第1期工事)」

委員：抽出理由の説明。

- 1 後続工事が6号随契となる継続工事として発注したため。
- 2 対象案件の中で契約金額が高かったため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「1の評価点で、JFEエンジニアリングに付いている「地域への貢献」とは具体的にどのようなことか。」

本市：「横浜型地域貢献企業認定状況を評価しています。」

委員：「具体的にはどのようなことか。」

本市：「横浜型地域貢献企業とは、横浜市民を積極的に雇用している市内企業との取引を重視しているなど、地域を意識した経営を行うとともに、本業及びその他の活動を通じて環境保全活動、地域ボランティア活動などの社会事業に取り組んでいる企業等を、一定の基準の下に横浜型地域貢献企業として認定し、成長・発展を支援するものです。その認定を取っている事業者を評価します。」

委員：「1番の事業者は失格基準に該当するものとして落札者とならなかったため調査基準価格以上の事業者が落札している。失格基準は低入札価格調査の方法としてあまりに機械的な調査の方法ではないかと疑問に思う。」

委員：「調査基準価格を下回ると技術評価点をマイナスにするのは、国などで一般的に行っているのか。」

本市：「本市独自の取組です。」

委員：「これにより、調査基準価格以下では落札者となれない仕組みなのか。」

本市：「調査基準価格を下回っていても、失格基準を下回らなければ低入札価格調査を実施し、契約の内容に適合した履行のされないおそれがあると認められない場合には落札者となることはできません。」

委員：「では、技術評価点をマイナス5点する理由は何か。」

本市：「低価格競争防止対策として本市が独自に講じている措置です。」

委員：「マイナス5点を導入した経緯はどのようなものか。調査基準価格制度はこれを下回った場合に調査を行い契約の内容に適合した履行のされないおそれがあると認められない場合には落札者とするというもの。調査基準価格を下回った時点で技術評価点をマイナスにすることは、調査基準価格制度の趣旨に反しているのではないか。」

本市：「10年程度前、低価格競争が非常に続き、そのような状況において導入したのが経緯になると思います。」

委員：「低価格な競争対策は、過去に比べ、最低制限価格や調査基準価格を高く設定することで充分ではないか。」

委員：「特別簡易型で失格基準を高く設定している理由はどのようなものか。」

本市：「特別簡易型の場合、評価値において技術力評価点のウェイトが小さいため、金額面での失格基準を高く設定しています。」

委員：「本市の趣旨に照らして制度の再検討が必要ではないのか。」

本市：「総合評価落札方式については、制度所管が別の課になります。マイナス5点については、制度導入から10数年たつので、当時求めていた効果や理由、背景が今もそのとおりなのか、実際に検証して今後引き続き必要なのかも含めて課題提起してもらったと認識しています。制度所管に一度、見解を求めたいと思います。」

委員：総合評価落札方式において調査基準価格を下回った場合、技術評価点がマイナス5点となることについて委員会より疑義が示された。
その他については、説明を了承。

議題1－(4) 一般競争入札(条件付)に係る抽出案件2件についての審議

抽出案件：1 「永田中学校崖対策工事」
2 「臨港パーク先端護岸整備工事(その5・上部工)」

委員：抽出理由の説明。

- 1 今年度から導入した「とび、土工」の混合入札により初めて発注した案件のため。
- 2 一者応札で落札率100パーセントであったため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「1の落札業者は最低制限価格と同額で応札しているが、そのようなことは可能なのか。」

本市：「ランダム係数を掛ける前の数値であれば、1円単位まで正確に積算できてしまいます。51通りのランダム係数のうち、どの値が掛かるのかを運に任せて入れば、不可能ではないと思います。」

委員：「ランダム係数を掛ける前の値はこれよりも低い金額だったということか。」

本市：「お見込みのとおりです。」

委員：「以前、予定価格の事前公表案件で、ランダム係数は必要ないのではないかと
いう提案を諮ったが、ランダム係数は、職員の汚職防止が一つの目的とのことだ
った。汚職防止のためにより安く調達する機会を失うような入札制度には疑問
があるか。汚職防止は別途講ずるべきではないか。ランダム係数は、国でも導
入しているものか。」

本市：「国では導入していません。横浜市で導入した経緯としては、20年程前、競売
競争入札妨害事件が起こったことにあります。職員が価格を漏えいしたもので
す。

システムでランダム係数を掛けることにより、開札の瞬間まで最低制限価格
が決まらない仕組みを設けることで、探ることもできないものをつくりました。
時間はたっていますが、横浜市としてはそれについては堅持していきたいとい
うのが現状の考えです。」

委員：「企業努力した事業者が軒並失格になる例はこれまでも複数回あった。ランダ
ム係数を市として、直ちになくすことはできないとしても、工夫の余地はない
のか。例えば0.0050ではなく、0.0020にするなど、もう少し契約金額の面で
の合理性を図るやり方はあるのではないか。こちらも時代に合わせた見直し
が必要なのではないか。」

委員：ランダム係数を掛けることについて委員会より疑義が示された。
その他については、説明を了承。

議題1－(5) 随意契約に係る抽出案件2件についての審議

抽出案件：1 「泥亀第三歩道橋撤去工事」
2 「金沢工場焼却炉等補修工事」

委員：抽出理由の説明。

- 1 6号随契の中で、国の工事契約の相手方と契約するため
- 2 対象案件中で契約金額が高かったため。

(説明)

委員：「2について、今回の大規模改修で、どのぐらい延びるのか。」

本市：「約15年程度の長寿命化を予定しています。」

委員：「こういう機器に関しては耐用年数を鑑みて、何十年後に計画的に改修するという形を取っているように見られる。改修が必要になるまでの年数が違う場合、最初の落札者を決めるときに、耐用年数が長く、今後頻繁な補修が必要ないことも選定条件の中に入れるのはどうだろうか。」

委員：「耐用年数期間中の補修についても工事と一括で発注することはできないか。今の発注方法では、耐用年数が経過すると、補修工事を言い値に近い金額で随契できる。また、最初の施工や途中の保守が不十分なほど修繕の頻度・費用が高くなるという考え方もできてしまう。一括発注も検討した方が適切な契約になると考えられる。」

委員：「この随契の金額の妥当性は、発注部署である程度担保されていると思うが、金額が大きい。入札で契約した事業者にとって、その後もメンテナンス契約が発生するというのはやはりメリットがあるということなの感じた。」

委員：説明を了承。

議題 2 - (1) 指名停止等措置の状況について

本市より、「指定停止等措置の状況」について報告。

委員：報告を了承。

議題 2 - (2) 談合情報対応状況について

本市より、「談合情報対応状況」について報告。

委員：報告を了承。

議題 2 - (3) 入札及び契約手続の運用状況について

本市より、「入札及び契約手続の運用状況」について報告。

委員：報告を了承。

【まとめ】

抽出した案件について審議を行った結果、入札制度について委員より一部、疑義が示されましたが、入札及び契約手続等については適正に行われていました。